

## 平時におけるいじめ問題への対応

### 産山村いじめ問題対策連絡協議会

〈目的〉

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため。

〈所掌事務〉 いじめ問題に関する情報の共有を行う。

〈組織〉 連絡協議会規則第3条

小中学校長、PTA代表、村内警察署、村内医師、民生委員・児童委員（主任児童員）、人権擁護員、総務課、住民課、健康福祉課、教育委員会（教育長、人権教育指導主事）で構成する。

その他教育委員会が必要と認める者

〈法的根拠〉 いじめ防止対策推進法第14条

第1項

地方公共団体は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

↑ 報告

教育委員会

↑ 報告

### 学校における組織

#### いじめ対策委員会

〈目的〉 いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため。

〈所掌事務〉 いじめと疑わしい事案が起きた時、いじめ問題に係る事実関係を明確にするための情報の収集と共有及び指導支援の体制、対応方針を決定する。

〈組織〉 いじめ不登校対策委員会をいじめ問題に特化した組織

管理職、生徒指導担当、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任  
その他PTA三役、その他学校が必要とする者（SSW・SC）

〈法的根拠〉 いじめ防止対策推進法

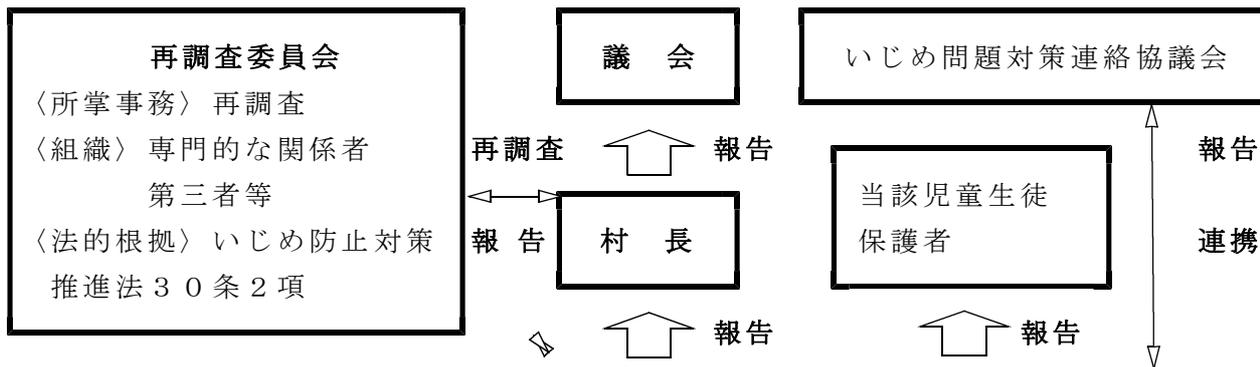
法第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

↑

いじめ不登校対策委員会

## いじめ問題における重大事態への対応



### 教育委員会

#### 産山村いじめ問題対策委員会

〈目的〉いじめ防止のための対策を実効的に行うため。

〈所掌事務〉調査を行うほか有効な対策を検討する。

〈組織〉産山村対策委員会第3条

学識経験者、小中学校長、小中PTA代表、児童相談所、いじめ不登校アドバイザー・SSW・SCのうち必要と認める者、教育委員会（教育長、人権教育指導主事）その他教育委員会が必要と認める者

〈法的根拠〉いじめ防止対策推進法 第14条第3項

前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

#### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

### 報告・調査

#### 学校

##### いじめ対策委員会を母体とした調査委員会

〈目的〉いじめ問題の重大事態に係る事実関係を明確にするため。

〈所掌事務〉関係者からの聞き取り調査やアンケート調査

〈組織〉いじめ対策委員会メンバーに加え重大事態に性質や態様に応じた専門家

校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導担当・学級担任・PTA三役・いじめ不登校アドバイザー・SSW・SC 児童相談所 村警察署